

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名 広島和牛ブランド構築事業業務

2 履 行 場 所 広島県内外

3 履 行 期 間 令和7年 月 日 から
令和8年3月31日 まで

4 委 託 料 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

5 契 約 保 証 金 _____

6 特 約 事 項

- (1) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- (2) 受注者は、(1)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払計画書及び委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、(2)の規定により概算払を受けたときは、業務委託契約約款第30条2項の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- (4) 受注者は、(3)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印